

○内閣府令第
農林水産省 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 坂本 哲志

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。)(が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面(第十条の二十六第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。))を交付している場合</p>	<p>(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十条の二十四 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。)(が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面(第十条の二十六第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。))を交付している場合</p>

五 「略」

〔2〕5 略〕

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十条の二十八 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（従属業務等）

第三十五条 「略」

2 法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次

五 「同上」

〔2〕5 同上〕

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十条の二十八 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 同上〕

（従属業務等）

第三十五条 「同上」

2 「同上」

に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

〔一〇四の二 略〕

四の三 保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。第五十七条の三十六第三号の二において同じ。）

〔五〇三十一 略〕

〔三〇五 略〕

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一〇三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〇ハ 略〕

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者

〔一〇四の二 同上〕

四の三 保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。第五十七条の三十六第三号の二において同じ。）

〔五〇三十一 同上〕

〔三〇五 同上〕

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十七条の七 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

二 〔同上〕

をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)〜(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。))の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。)を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、水産業協同組合法第八十八条第一項

〔(1)〜(9) 同上〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。))の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。)を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、水産業協同組合法第八十八条第一項

及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第六十六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十二条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十

及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第六十六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十二条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若

二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違

しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

ト 「同上」

〔(1)～(9) 同上〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これ

反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

〔五〇七 略〕

（貯金等との誤認防止）

第五十七条の十五 特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔二〇四 略〕

（組合と特定信用事業電子決済等代理業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十七条の三十一の二十 法第九十二条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代理業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代理業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代理業者とみなされる電子決済等代理業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代理業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代理業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十七

に相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

〔五〇七 同上〕

（貯金等との誤認防止）

第五十七条の十五 特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔二〇四 同上〕

（組合と特定信用事業電子決済等代理業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十七条の三十一の二十 法第九十二条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代理業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代理業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代理業者とみなされる電子決済等代理業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代理業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代理業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十七条の三十一の二十六及

条の三十一の二十六及び第五十七条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十七条の三十一の三十五第二項、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に關して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に關する事項とする。

2 「略」

（信用事業に關連する事業）

第五十七条の三十六 法第九十二条の六第五項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

「一～三 略」

三の二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十七条第一項の規定により組合が行うことができる保険媒介業務に係る事業

び第五十七条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十七条の三十一の三十五第二項、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に關して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に關する事項とする。

2 「同上」

（信用事業に關連する事業）

第五十七条の三十六 「同上」

「一～三 同上」

三の二 金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項の規定により組合が行うことができる保険媒介業務に係る事業

「四〇七 略」

別表第二(第五十七條の二十七関係)

届出事項	記載事項	添付書類
「略」	「略」	一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二條の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六條第一項の変更登録(預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)を受けたとき

「四〇七 同上」

別表第二(第五十七條の二十七関係)

届出事項	記載事項	添付書類
「同上」	「同上」	一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十二條の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六條第一項の変更登録(預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)を受けたとき

備考 表中の「」の記載は注記である。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年^{大蔵省}農林水産省^{令第二号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第六十六条第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第九十九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一條第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規</p>	<p>(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第七条の二十五 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第六十六条第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第九十九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一條第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一條第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面（第七条の二十七第</p>

定により当該利用者に対し同項に規定する書面（第七条の二十七
第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る
。）を交付している場合

五 「略」

〔2～5 略〕

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場
合）

第七条の二十九 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三
十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる
場合とする。

〔一～三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合と
する特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用
する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該
利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結
時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金
等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環
境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融
商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に
対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2～4 略〕

第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。
）を交付している場合

五 「同上」

〔2～5 同上〕

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場
合）

第七条の二十九 「同上」

〔一～三 同上〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合と
する特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用
する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該
利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結
時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金
等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法
律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条
の四第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書
面を交付している場合

〔2～4 同上〕

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 「略」

2 「略」

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について
の同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を
含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条
の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四
号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。)とする。

「一〇四の二 略」

四の三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第
十一条第三項に規定する保険媒介業務(次項第三号の五において
「保険媒介業務」という。)

「四の四〇十五 略」

「4・5 略」

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務
支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、法第百六条第一項に
規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条
の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を
審査するものとする。

「一〇三 略」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇四の二 同上」

四の三 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定す
る保険媒介業務(次項第三号の五において「保険媒介業務」とい
う。)

「四の四〇十五 同上」

「4・5 同上」

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十条の七 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ」ハ 略」

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以

「イ」ハ 同上」

ニ 「同上」

〔(1)～(9) 同上〕

(10) 金融サービス提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービス提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ

下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第八十八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第六十六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融

。下同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第八十八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第六十六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融

サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第百六条第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、

サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第百六条第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 〔同上〕

〔1〕(9) 同上

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会

会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

〔五〇七 略〕

（貯金等との誤認防止）

第五十条の十五 特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第九条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔二〇四 略〕

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならぬ事項）

第五十条の三十一の二十 法第百十一条第二項第三号の主務省令で定

計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

〔五〇七 同上〕

（貯金等との誤認防止）

第五十条の十五 特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第九条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔二〇四 同上〕

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならぬ事項）

第五十条の三十一の二十 法第百十一条第二項第三号の主務省令で定

める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十条の三十一の二十六及び第五十条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三七において同じ。）を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限るものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「略」

別表第三（第五十条の二十七関係）

める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十条の三十一の二十六及び第五十条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三七において同じ。）を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限るものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「同上」

別表第三（第五十条の二十七関係）

備考 表中の「」の記載は注記である。	<table border="1"> <tr> <td>届出事項</td> <td>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td>「略」</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し</td> </tr> </table>	届出事項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	記載事項	「略」	添付書類	一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し
	届出事項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき					
記載事項	「略」						
添付書類	一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し						
<table border="1"> <tr> <td>届出事項</td> <td>金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td>「同上」</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し</td> </tr> </table>	届出事項	金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	記載事項	「同上」	添付書類	一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し	
届出事項	金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき						
記載事項	「同上」						
添付書類	一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し						

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(業務の代理の認可の申請等) 第十一条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>〔一〇十三 略〕</p> <p>十四 業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。</p> <p>イ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（解散の命令又は更新の拒否の場合にあつては、当該解散の命令又は更新の拒否の処分がなされた日。以下この(3)及びロにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は外国銀行の日本における代表者であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>〔i〕～〔x〕 略</p> <p>(xi) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</p>	<p>(業務の代理の認可の申請等) 第十一条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〇十三 同上〕</p> <p>十四 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>〔i〕～〔x〕 同上</p> <p>(xi) 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百</p>

(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。(5)において同じ。)を取り消された場合

- (xii) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている(i)から(xi)までに規定する認可、免許、許可若しくは登録(当該認可、免許、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の認可、免許、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、免許、許可若しくは登録の更新を拒否された場合

(4) 「略」

- (5) 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十条七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協

一号)第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。(5)において同じ。)を取り消された場合

- (xii) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている(i)から(xi)までに規定する認可、免許、許可若しくは登録(当該認可、免許、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の認可、免許、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、免許、許可若しくは登録の更新を拒否された場合

(4) 「同上」

- (5) 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十条七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協

同組合法第八十条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。（6）において同じ。）から五年を経過しない者

(6) 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項た

同組合法第八十条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。（6）において同じ。）から五年を経過しない者

(6) 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項た

だし書若しくは第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

(7) 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔(i)～(x) 略〕

(xi) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(xii) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

(8) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法

だし書若しくは第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

(7) 〔同上〕

〔(i)～(x) 同上〕

(xi) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(xii) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

(8) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法

律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

〔ロ・ハ 略〕

〔十五〕二十四 略〕

二十五 業務代理組合において、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

〔二十六〕三十一 略〕

三十二 業務代理組合における利用者に関する情報について、次に掲げる事項を確保する措置が講じられること。

律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

〔ロ・ハ 同上〕

〔十五〕二十四 同上〕

二十五 業務代理組合において、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

〔二十六〕三十一 同上〕

三十二 〔同上〕

イ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等）に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。）に係る業務を除く。ロにおいて同じ。）に利用されないこと。

〔ロ・ハ 略〕

〔三十三〜四十 略〕

〔4〜12 略〕

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条 〔略〕

2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項

イ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。）に係る業務を除く。ロにおいて同じ。）に利用されないこと。

〔ロ・ハ 同上〕

〔三十三〜四十 同上〕

〔4〜12 同上〕

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条の 三十七第四号 二(11)	〔略〕	読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、農林中央金庫法、貸金業	(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相	

第三十四条の 三十七第四号 二(11)	〔同上〕	読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規	(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に	

法又は金融サービス
の提供及び利用
環境の整備等に關
する法律に相当す
る外国の法令の規
定により当該外国
において受けてい
る(1)から(10)までに
規定する免許、許
可、認可若しくは
登録(当該免許、
許可、認可若しく
は登録に類するそ
の他の行政処分を
含む。以下この号
において同じ。)
と同種類の免許、
許可、認可若しく
は登録を取り消さ
れ、又は当該免許
、許可、認可若し
くは登録の更新を
拒否された場合

当する外国の法令の規定
により当該外国において
受けている(1)から(10)まで
に規定する免許、許可、
認可若しくは登録(当該
免許、許可、認可若しく
は登録に類するその他の
行政処分を含む。以下こ
の号において同じ。)と
同種類の免許、許可、認
可若しくは登録を取り消
され、又は当該免許、許
可、認可若しくは登録の
更新を拒否された場合

(12) 銀行法第二十七条若し
くは第二十八条の規定に
より同法第四条第一項の
免許を取り消され、同法
第五十二条の十五第一項
の規定により同法第五十
二条の九第一項若しくは
第二項ただし書の認可を
取り消され、同法第五十

法又は金融サービ
スの提供に關する
法律に相当する外
国の法令の規定に
より当該外国にお
いて受けている(1)
から(10)までに規定
する免許、許可、
認可若しくは登録
(当該免許、許可
、認可若しくは登
録に類するその他
の行政処分を含む
。以下この号にお
いて同じ。)と同
種類の免許、許可
、認可若しくは登
録を取り消され、
又は当該免許、許
可、認可若しくは
登録の更新を拒否
された場合

定により当該外国におい
て受けている(1)から(10)ま
でに規定する免許、許可
、認可若しくは登録(当
該免許、許可、認可若し
くは登録に類するその他
の行政処分を含む。以下
この号において同じ。)
と同種類の免許、許可、
認可若しくは登録を取り
消され、又は当該免許、
許可、認可若しくは登録
の更新を拒否された場合

(12) 銀行法第二十七条若し
くは第二十八条の規定に
より同法第四条第一項の
免許を取り消され、同法
第五十二条の十五第一項
の規定により同法第五十
二条の九第一項若しくは
第二項ただし書の認可を
取り消され、同法第五十
二条の三十四第一項の規

	<p>第三十四条の 三十七第四号 ト(11)</p>
	<p>(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービス法の提供及び利用環境の整備等に関する</p>
<p>二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合</p>	<p>(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参</p>
	<p>第三十四条の 三十七第四号 ト(11)</p>
	<p>(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外</p>
<p>定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合</p>	<p>(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査</p>

<p>第三十四条の 三十七第四号 チ</p>	
<p>チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業</p>	<p>する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者</p>
<p>チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法</p>	<p>与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者 (12) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員</p>
<p>第三十四条の 三十七第四号 チ</p>	
<p>チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業</p>	<p>国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者</p>
<p>チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法</p>	<p>人又はこれらに準ずる者 (12) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員</p>

法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

リ 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労

法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

リ 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三

働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十六条

項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十六条第一項の許可若しくは農

[略]	
	<p>第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者</p>

[同上]	
	<p>林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者</p>

(他の命令の適用)

第四十一条 [略]

2 令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(他の命令の適用)

第四十一条 [同上]

2 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれら	、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律若しくは銀行法又はこれら	「略」	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	「略」	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		「略」	「略」	「略」			「略」					
備考 表中の「」の記載は注記である。	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら	、金融サービスの提供に関する法律若しくは銀行法又はこれら	「同上」	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は金融サービスの提供に関する法律	、金融サービスの提供に関する法律	「同上」	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		「同上」	「同上」	「同上」			「同上」					

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(預金者等に対する情報の提供)</p> <p>第六十条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービス）の提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一十号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。</p> <p>（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）</p> <p>第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業</p>	<p>(預金者等に対する情報の提供)</p> <p>第六十条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービス）の提供に関する法律（平成十二年法律第一百一十号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。</p> <p>（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）</p> <p>第八十五条の二十二 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業</p>

者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百十七条の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第八十五条の二十四第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五 「略」

〔2〕5 略〕

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〽三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限

者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百十七条の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第八十五条の二十四第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五 「同上」

〔2〕5 同上〕

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六 「同上」

「一〽三 同上」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限

る。)が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

(従属業務等)

第九十七条 〔略〕

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(農林中央金庫のために行う場合を含む。)とする。

〔一〕十一 略〕

十一の二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

第十一条第三項に規定する保険媒介業務

〔十二〕三十九 略〕

〔3〕5 略〕

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第

一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五

十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる

事項を審査するものとする。

〔一〕三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

る。)が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 同上〕

(従属業務等)

第九十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕十一 同上〕

十一の二 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定

する保険媒介業務

〔十二〕三十九 同上〕

〔3〕5 同上〕

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第二百二十三条 〔同上〕

同上〕

同上〕

同上〕

同上〕

四 〔同上〕

「イ」ハ 略

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。

「イ」ハ 同上

ニ 〔同上〕

〔(1)～(9) 同上〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同

以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の第二項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第八十一条において準用する場合を含む。)の規定により法第九十五条の第二項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第一百六条第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の第二項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第八十一条において準用する場合を含む。)の規定により法第九十五条の第二項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第一百六条第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第

第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 〔同上〕

〔1〕(9) 同上

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

〔五〇七 略〕

（農林中央金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三百三十条 第六十条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第六十条第五項中「農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「農林中央金庫」と読み替えるものとする。

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

〔五〇七 同上〕

（農林中央金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三百三十条 第六十条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第六十条第五項中「農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「農林中央金庫」と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止)

第三百三十一条 農林中央金庫代理業者が、金融商品の販売(金融サービス)の提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。)又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第六十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 略〕

(農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代理業者との間の契約に定めなければならない事項)

第四百七十七条の十六の五 法第九十五条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、農林中央金庫電子決済等代理業者(同条第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代理業者をいい、法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代理業者とみなされる電子決済等代理業者(銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代理業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代理業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第四百七十七条の十六の十七及び第四百七十七条の十六の三十六第一号において同じ。)を含む。以下同じ。)が農林中央金庫電子決済等代理業者再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第四百七十七条の十六の二十六第二項、第四百七十七条の十六の二十七及び第四百七十七条の十六の二十八において同じ。)を受けて法第九十五

(預金等との誤認防止)

第三百三十一条 農林中央金庫代理業者が、金融商品の販売(金融サービス)の提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。)又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第六十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 同上〕

(農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代理業者との間の契約に定めなければならない事項)

第四百七十七条の十六の五 法第九十五条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、農林中央金庫電子決済等代理業者(同条第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代理業者をいい、法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代理業者とみなされる電子決済等代理業者(銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代理業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代理業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第四百七十七条の十六の十七及び第四百七十七条の十六の三十六第一号において同じ。)を含む。以下同じ。)が農林中央金庫電子決済等代理業者再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第四百七十七条の十六の二十六第二項、第四百七十七条の十六の二十七及び第四百七十七条の十六の二十八において同じ。)を受けて法第九十五条の五の二第二項各号

条の五の二第二項各号に掲げる行為（第四百七十七条の十六の三に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該農林中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該農林中央金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「略」

（農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第四百七十七条の十六の九 法第九十五条の五の五第三項第四号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）又は水産業協同組合法第一百一十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第一百六条第六項の規定により当該特定信用

に掲げる行為（第四百七十七条の十六の三に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該農林中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該農林中央金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「同上」

（農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第四百七十七条の十六の九 法第九十五条の五の五第三項第四号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）又は水産業協同組合法第一百一十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第一百六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代

用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条の三十一の第二十二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第五十条の三十一の第二十二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいう。以下この条において同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）を受けて農業協同組合第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）又は水産業協同組合第十條第二項各号に掲げる行為（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に關して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないと

業者とみなされる銀行法第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条の三十一の第二十二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第五十条の三十一の第二十二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいう。以下この条において同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）を受けて農業協同組合第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）又は水産業協同組合第十條第二項各号に掲げる行為（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に關して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十五条の五の五第一項の同意をし

きに法第九十五条の五の五第一項の同意をしている会員農水産業協同組合等（法第五十四条第四項第十号の三に規定する会員農水産業協同組合等をいう。以下同じ。）が行うことができる措置に関する事項とする。

別表第二（第四百三十三条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	[略]	一 [略] 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

ている会員農水産業協同組合等（法第五十四条第四項第十号の三に規定する会員農水産業協同組合等をいう。以下同じ。）が行うことができる措置に関する事項とする。

別表第二（第四百三十三条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	[同上]	一 [同上] 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。